

## 第24号議案

### 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月18日

品川区長 森 澤 恭 子

### 品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例の一部を改正する条例

品川区立地域密着型多機能ホームおよび品川区立認知症高齢者グループホーム条例（平成18年品川区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表品川区立東五反田地域密着型多機能ホームの項の次に次のように加える。

品川区立小山台地域密着型多機能ホーム	東京都品川区小山台二丁目4番9号	1 小規模多機能型居宅介護 2 認知症対応型共同生活介護 3 介護予防小規模多機能型居宅介護 4 介護予防認知症対応型共同生活介護
--------------------	------------------	--

#### 付 則

- 1 この条例は、令和10年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 品川区立小山台地域密着型多機能ホームの利用について必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（説明）小山台地域密着型多機能ホームを設置する必要がある。